

# 八戸市農業委員会総会議事録

日時：平成27年4月13日（月）午後1時30分

場所：農業経営振興センター多目的研修室

農業委員数 37名

出席委員数 31名

1番 籠田 悦子、2番 坂下 彌一、3番 清川 新一、4番 和泉 俊雄、5番 上野 正雄  
6番 小笠原 萬三、8番 大沢 俊幸、9番 鳥喰 一郎、10番 山内 光興、11番 高橋 勝男  
12番 鈴木 恒夫、13番 寺沢 和則、15番 林 善嗣、16番 川畑 修一、17番 田中 忠二  
18番 下館 敏、19番 村上 仁、20番 大久保 秀幸、21番 古館 傳之助、22番 木村 武美  
23番 馬場 豊、24番 齋藤 正人、25番 松橋 剛志、26番 三浦 豊、27番 釜石 幸史朗  
28番 西野 茂雄、29番 松倉 新一、31番 三浦 慶一、32番 赤坂 英夫、33番 堰端 治  
37番 明戸 政勝

欠席委員数 6名

7番 石橋 充志、14番 谷地 秀典、30番 中村 正記、34番 松橋 知、35番 三浦 隆宏  
36番 荒川 喜一郎

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農政GL事務取扱）畑内 俊一、農地GL 寺沢 智幸  
主幹 大里 知矢、技査 菊谷 武夫、主事 折川 暁輝

部会議案案件

議案第5号 八戸市農業委員会規程の一部を改正する規程の制定について

畑内事務局次長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成27年4月八戸市農業委員会臨時総会を開会いたします。

はじめに会長よりあいさつをお願いします。

籠田会長

それでは、4月の臨時総会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

ここ最近、すっかり春めいて、農作業等でお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。委員会運営につきましては、今年度におきましても、これまで同様、御指導、御協力の程、よろしく願いいたします。さて、昨年より議論されております農業委員会の見直しにかかる法案が、去る4月3日に閣議決定され、今国会に提出されております。法案の中身としましては、公選制の廃止、農地利用最適化推進委員の新設等これまでの情報と変わらない内容が含まれております。法案成立後は、平成28年4月1日から施行されることとなりますが、私たち現職の農業委員については、任期満了まで在任することとする経過措置が設けられるようであります。このような中であって、委員の皆様には、昨年の7月に就任され、複雑な思いがあると思っておりますが、引き続き、地域農業の推進役として御尽力いただきますようよろしくお願いいたします。最後に本日の臨時総会は、南郷区の設置期間満了に伴い、農業委員会規程を変更する必要性が生じたため委員会規程の改正案について提案しておりますので、何卒、慎重なる御審議をいただき、原案のとおり御承認くださいますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

畑内事務局次長

これより総会となりますが、総会の議長は、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により、会長が務めることとなります。会長、お願いいたします。

籠田会長	<p>それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、31名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立いたします。本日の議事につきましては、お手元に配布しております総会資料の次第により、議事を進行しますので、委員の皆様の御協力をお願いします。はじめに、議事録署名者の指名をいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
委員	<p>「異議なし」の声あり</p>
籠田会長	<p>御異議なしと認めます。よって、本職から指名いたします。8番大沢俊幸委員、33番堰端治委員の両氏を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案第5号八戸市農業委員会規程の一部を改正する規程の制定についてを、議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
畑内事務局次長	<p>それでは、議案第5号八戸市農業委員会規程の一部を改正する規程の制定についてを、御説明いたします。資料の2ページを御覧願います。改正理由でございますが、規程の整理をするためのものでございます。改正内容については、資料3ページに記載のとおり、公印の内容を規定する別表中南郷区役所地域振興課長を南郷事務所副所長に改めるものでございます。次に4ページの新旧対照表を御覧ください。新旧対照表は右側が現行の規程で、左が改正後の規程となっており、下線部分が改正する箇所となっております。今回改正する部分は、別表第6条関係の上から3段目、会長印の取扱責任者の部分でございます。これは、平成27年4月1日からの機構改革により、南郷区役所から南郷事務所になったことに伴い会長印の取扱責任者が変更になったことによるものです。施行期日については、公布の日から施行するものでございます。以上で議案第5号の説明を終わります。</p>
籠田会長	<p>只今の説明に対し、御質疑等ございませんか。</p>
委員	<p>「なし」の声あり</p>
籠田会長	<p>御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。御協力ありがとうございました。</p>
終了	<p>午後1時40分</p>